

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業)

～制度概要編～

令和5年度 集団指導の流れ

①本動画を含めた3つの動画を視聴

- 制度概要編
- 指導監督基準解説編（R5“安全計画”追加）
- 不適切保育 & 事故防止編

※令和4年度の集団指導を受講した方

- 「指導監督基準解説編」
12：00～17：08（安全計画の説明）
- 「不適切保育 & 事故防止編」全部

これらのみを視聴していただいても差し支えありません。

②実施通知で示した書類について、〆切までに提出してください。

目次

- 1 認可外保育施設の概要
- 2 認可外保育施設の届出
- 3 認可外保育施設の報告
- 4 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

1 認可外保育施設の概要

認可と認可外の違い

(1) 利用契約

認可：利用者が市区町村に対し、入所の申し込みを行う。

認可外：市区町村を通さず、利用者は施設と直接利用契約を交わす。

(2) 施設を運営するための費用の補助

認可：施設の運営費給付費の補助がある。

認可外：基本的に補助がなく、利用者からの利用料などで運営する。

⇒認可外の補助に関しては例外があります。

認可保育施設の概要

【認可】

認可保育所等

認可保育所

地域型保育事業

幼保連携型
認定こども園

家庭的
保育事業

小規模
保育事業

事業所内
保育事業

居宅訪問型
保育事業

認可外保育施設の概要

【認可外】

認可外保育施設・事業

居宅訪問型
保育事業

認証
保育所

家庭的
保育事業

事業所内保
育施設

院内
保育施設

ベビー
ホテル

その他
施設

★費用の補助の例外★

- ・東京都の認証保育所
- ・事業所内保育施設のうち、企業主導型保育施設
⇒運営費の補助があります。

※企業主導型保育施設については、児童育成協会という団体が助成を行っていますので、団体のホームページなどでご確認いただければと思います。

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）の現況

令和5年3月1日時点の板橋区内届出施設数

事業者	個人
4	101

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）と板橋区 との主な関わり

◆事前相談

⇒電話相談など

◆届出

⇒設置届、変更届、休止・廃止届

◆報告

⇒運営状況報告（定期報告）、事故報告等

◆立入調査、集団指導

⇒指摘事項があった場合、改善状況報告書を提出

◆その他（研修等）

認可外保育施設に対する板橋区の担当部署

子ども政策課 指導検査係 (☎03-3579-2216)

- ・ 認可外保育施設に対する立入調査、集団指導、改善状況の確認

保育運営課 保育施設計画係 (☎03-3579-2493)

- ・ 開設、変更、廃止、各届出受理
- ・ 認可外保育施設の基準を満たす旨の証明書の交付

保育サービス課 民間保育第二係 (☎03-3579-2494)

- ・ 運営状況報告の徴取、事故報告等受付
- ・ 研修の実施

2 認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

《板橋区の場合》

- ◆認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1月以内に児童相談所設置市（板橋区）へ届け出なければならない。
(児童福祉法第59条の2第1項又は第2項、児童福祉法施行令第45条の3)
- ◆規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。
(児童福祉法第62条の4、児童福祉法施行令第45条の3)

届出の種別《板橋区の場合》

◆設置届

事業開始後、認可外保育施設設置届（別記第1号様式）、事業者の場合は別紙2の1、個人の場合は別紙2の2及びその他添付書類により必要事項を届け出ます。

◆変更届

事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）により変更内容を届け出ます。

- ①施設の名称・所在地・連絡先
- ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先
- ③管理者の氏名・住所

◆休止・廃止届

施設を休止又は廃止した場合、認可外保育施設〔休止・廃止〕届（別記第3号様式）により届け出ます。

提出先

保育運営課 保育施設計画係 (☎03-3579-2493)

3 認可外保育施設の報告

板橋区への報告

◆運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告してください。

◆事故報告

施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合に報告してください。

いずれも、[保育サービス課](#) [民間保育第二係](#)に報告してください。

事故報告について

◆事故報告の義務化

児童福祉法施行規則第49条の7の2、児童福祉法施行令第45条の3により、認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や、事故が発生した場合における児童相談所設置市（板橋区）への報告が義務化されました。

◆報告の対象となる重大事故の範囲

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
 - ※意識不明（人口呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。
- ・ 園外活動時等における迷子、置き去り、連れ去り等

◆報告先

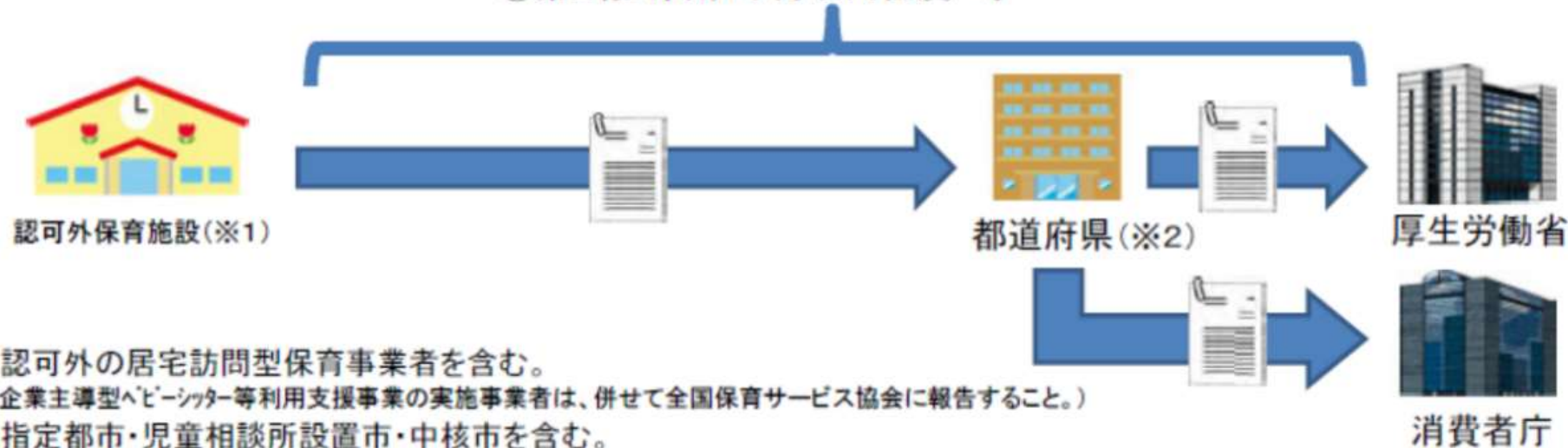
保育サービス課 民間保育第二係 (☎03-3579-2494)

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



※指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
- ②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



※1認可外の居宅訪問型保育事業者を含む。
(企業主導型ベビーシッター等利用支援事業の実施事業者は、併せて全国保育サービス協会に報告すること。)

※2指定都市・児童相談所設置市・中核市を含む。

4 認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書



◆証明書の交付

児童福祉法第59条に基づく立入調査・集団指導の結果、「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て（口頭指摘を含む）満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付しています。

◆交付対象

証明書を受けることができる施設は、児童福祉法第59条の2第1項の規定により児童相談所設置市（板橋区）への届出が義務付けられた施設です。居宅訪問型保育事業は交付対象に含まれます。

証明書が交付されるには

立入調査又は集団指導の結果…

《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査又は集団指導結果を復命した日の翌月1日付で交付

《指摘事項がある場合》

改善事項の確認により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準（国基準）の全項目について適合していることを確認した場合には、原則として、確認した日の翌月1日付けで交付

証明書の交付を希望される事業者様は、
 子ども政策課指導検査係（☎03-3579-2216）
 にご相談ください。

証明書の返還について

◆返還

証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。

◆再交付

証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し、基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。

幼児教育・保育の無償化について

《板橋区の場合》

幼児教育・保育の無償化の対象施設となるためには、

- ①板橋区長への届出（設置届） ※令和4年7月より前は東京都へ届出
- ②板橋区長の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を板橋区から受けること
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすこと

※④については、令和元年10月から5年間の猶予期間を設けています。

御清聴ありがとうございました